

『無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する企業を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により申請書を作成し提出をお願いします。

申請書を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和3年11月19日

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所長 福本 充

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、東京国道事務所が管理する道路施設等に災害等が発生した場合または発生の恐れがある場合や、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震(以下「大規模地震」という。)が発生した場合において、東京国道事務所が管理する国道の災害応急対策活動(以下「活動」という。)を実施するにあたり、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的としている。
- (3) 内 容 別添 協定書(案)のとおり
- (4) 期 間 令和4年1月20日から令和6年3月31日まで

2. 応募資格

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
- ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかに係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加資格者の資格に関する公示」(平成30年11月26日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 遠隔操作による空撮用無人航空機を所有(自社の下請負会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)し、災害現場において被災状況調査等のための活動(撮影等)が行える者であること。また、GPS等による位置の安定機能を使用することなく、安定した離着陸、空中操作が可能な者であること。なお、撮影能力は静止画と動画撮影の両方を満足すること。
- (7) 所有(協力会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 航空法(昭和27年法律第231号)第132条第2項第2号の規定による許可または、同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けた実績があること。
- (9) 「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定書」第5条(活動開始の要請)に基づき、操縦者による点検活動を開始できる者であること。

3. 申請書類の作成等

(1) 申請書類の作成

申請書の作成については、以下のとおりとする。

- ① 協定参加資格確認申請書【様式-1】
- ② 無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能が確認できる資料、撮影能力の性能が確認できる資料及び航空法第132条または第132条の2に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の実績が確認できる資料【様式-2-1】【様式-2-2】
- ③ 活動の実施体制【様式-3】
- ④ 「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」【様式-4】
- ⑤ 所有している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料【様式-5】
- ⑥ 希望する担当区間を申告する書類【様式-6】
- ⑦ 一般競争参加資格認定通知書の写し
- ⑧ 協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト【様式-7】

(2) 申請書の提出

- ① 申請書の提出のために必要な資料の交付期間及び入手方法
 - ・交付期間: 令和3年11月19日(金)から令和3年12月10日(金)まで
 - ・入手方法: 東京国道事務所ホームページからのダウンロードにより、資料1式(公募文、協定書(案)、申請書(様式-1~様式-7))を入手。

※東京国道事務所ホームページアドレス: <https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/>
- ② 申請書は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効)、若しくは電子メールによること。(電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認してください。)
 - ・受付期間: 令和3年11月19日(金)から令和3年12月10日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から17時15分まで。
 - ・受付場所: 関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課(担当: 宮地)
〒102-8340 東京都千代田区九段南 1-2-1
TEL 03-3512-9064(防災情報課直通)
FAX 03-3512-9158(防災情報課直通)
電子メール miyaji-k8310@mlit.go.jp
- ③ 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の記載例: 1/n ~n/n)
- ④ 提出資料と合わせてオリジナルデータを電子媒体(CD)又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を5MB以内とすること。
様式1~様式7は、①でダウンロードしたデータ(ワードファイル)とすること。

電子メールのみで提出する場合は、全てを一つにまとめたPDFファイルも提出すること。容量は5 MB 以内とすること。

4. 申請書の審査に関する事項

- (1)協定の締結は、3. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。
- (2)本協定を締結する業者数は別紙－1に示す区間毎に2～3社程度を予定している。ただし、応募者数が多数の場合は、以下により評価し選定する。

(3)技術審査における審査事項及び選定の着目点は以下の通りとする。

表－1 協定締結者を選定するための評価基準

評価項目		評価の着眼点・判断基準		項目別配点	
応募者の経験及び能力(資格・実績等)	資格要件	「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」又は「役務の提供等」の登録がある機関。 ① 登録あり なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
	許可の実績	(様式－2－1) 過去に、航空法に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を受けた実績。 ① あり なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
	資機材の性能	(様式－2－2) 所有する無人航空機の確保及び、機器の性能を確認出来る書面。 ① 様式の提出により機材の確保、性能を確認出来る なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
		(様式－2－2) 無人航空機の性能について、次のとおり評価する。 なお、複数機体を保有・確保している場合は、最も性能が良い機体を評価する。 また、機体の評価はカタログ値での評価とする。	許容風速	① 10m/s 以上 ② 10m/s 未満～5m/s 以上 なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3
			飛行時間	① 20 分以上 ② 10～20 分未満 なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3
			撮影能力	静止画及び動画撮影が下記の順位で評価する。 ① 静止画は 1200 万画素以上、動画は 4K (3840×2160 以上) 動画撮影に対応していること ② 静止画は 1200 万画素以上、動画は FHD(1920×1080 以上)動画撮影に対応していること なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3

			安全機能	① 墜落防止のための安全装置(パラシュートなど)が装備されている。 ② 上記以外	① 5 ② 加点しない
				① 衝突回避のための安全装置(障害物自動回避機能など)が装備されている。 ② 上記以外	① 5 ② 加点しない
			電波法適合	使用する機材の、電波法適合状況 ① 総務省令で指定される「技適マーク」の適合を受けている。 なお、上記以外は選定しない。	数値化しない

応募者の経験及び能力(資格・実績等)	活動の実施体制等	(様式-3) 班体制の確保数を下記の順位で評価する。 ① 2班以上 ② 1班 なお、上記以外は選定しない。	① 10 ② 5
		(様式-3) 大規模地震発生において、実務を担当する会社(作業基地等)から活動予定区間(第1希望区間)で無人航空機を発進させるまでの所要時間を下記の順位で評価する。 ① 無人航空機を発災後60分以内に発進させることが可能 ② 無人航空機を発災後120分以内に発進させることが可能。 ③ 上記以外	① 10 ② 5 ③ 加点しない
		(様式-4) 無人航空機を飛行させる者について。 ① 様式の提出により技術者の能力が確認できる なお、上記以外は選定しない。	数値化しない
	機器のメンテナンス等	(様式-5) 無人航空機のメンテナンス体制の確保や、点検状況が適切に行われている。 ① 様式の提出によりメンテナンスの体制が確認できる なお、上記以外は選定しない。	数値化しない

(4)本協定における選定、非選定の結果については、書面により通知する。なお、希望区間とならない場合、複数区間を担当する場合並びに1つの区間に対し複数社が担当する場合がある。必要により、協定の区間割りや区間延長を変更する場合がある。提出した申請書についてヒアリングを行う場合がある。その場合は別途日時等について連絡を行う。(令和3年12月下旬予定)

(5)協定締結者への通知

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」の協定締結者として選定したものには、書面により東京国道事務所長から通知をする。通知は、令和4年1月13日(木)の発送予定とする。

5. 非選定理由に関する事項

(1)申請書を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により東京国道事務所長から通知する。

(2)上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日という。’)を含まない。)以内に書面により、東京国道事務所長に対して非選定理由の説明を求められることができる。

(3)(2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口:関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課(担当:宮地)

〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1

TEL 03-3512-9064(防災情報課直通)

・受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から17時15分まで。

(4)(2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5)(2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

(1)申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2)ヒアリングの低減に向け、申請書は正確・丁寧にわかりやすく記載すること。

(3)提出された申請書は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、東京国道事務所と「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」を締結した会社については、大規模地震道路啓開計画等の策定のために提出された申請書のうち「無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能」(様式-2-1)、「緊急時の体制及び出発地からの距離」(様式-3)などの情報について、関東地方整備局並びに関係事務所に対して必要に応じて情報の提供を行うこととする。

(4)申請書に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としなるとともに、その事実が協定締結後に発覚した場合には、協定締結日にさかのぼって協定締結を無効とする。

(5)提出期限日以降の申請書の差し替え及び再提出は認めない。

(6)提出された申請書は返却しない。

(7)問い合わせについては以下のとおりとする。

① 問い合わせ先

〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1

関東地方整備局 東京国道事務所 防災情報課(担当:宮地)

miyaji-k8310@mlit.go.jp

② 問い合わせ期間

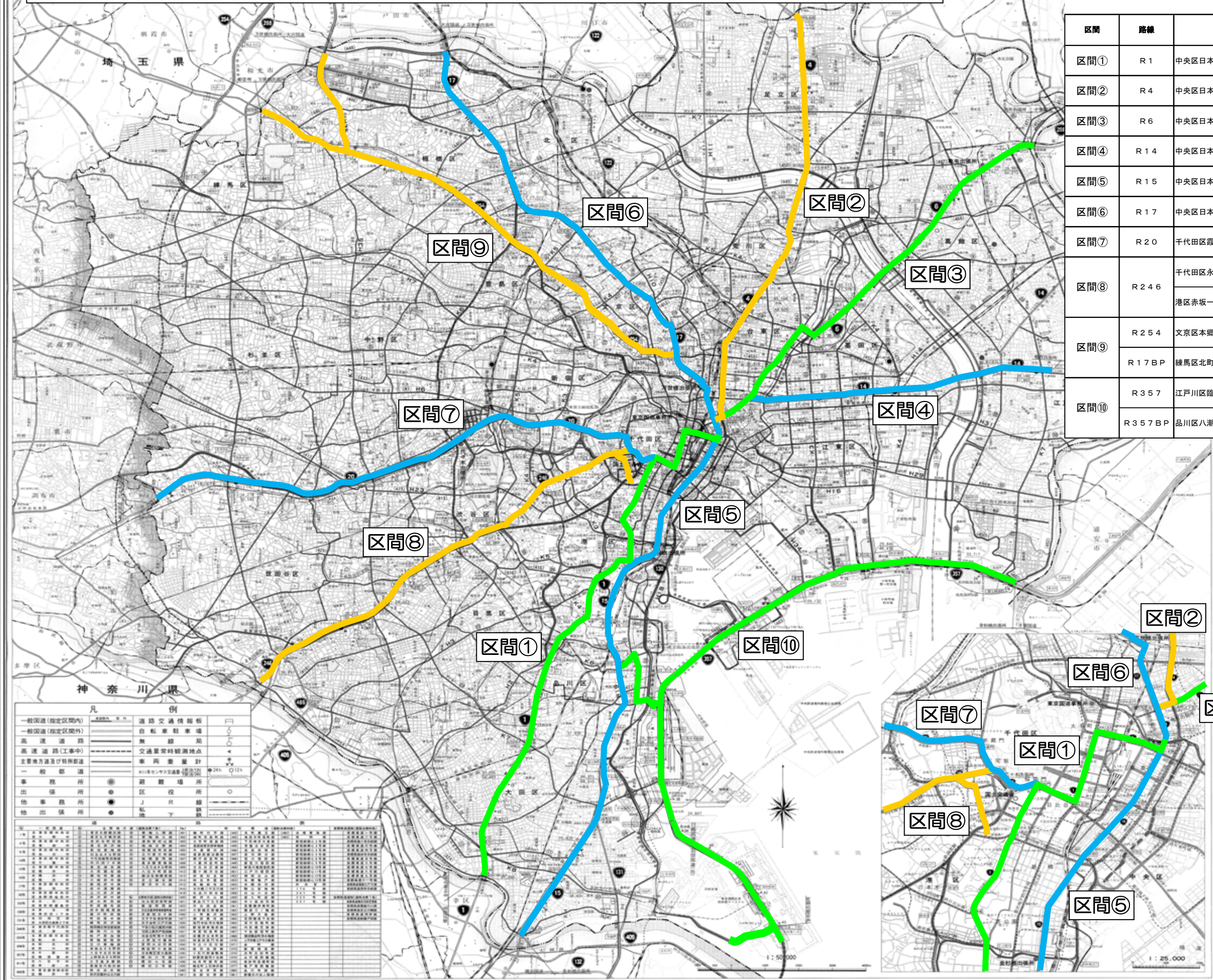
令和3年11月26日(金)まで

③ 問い合わせ回答日

令和3年12月3日(金)

④ 問い合わせ方法は、担当者への電子メールとし、質問回答内容は必要に応じて東京国道事務所ホームページに掲載する。

協定締結区間割り



区間	路線	担当区間	距離	Kp
区間①	R 1	中央区日本橋一丁目～大田区多摩川二丁目	18.20	0.00 ~ 18.20
区間②	R 4	中央区日本橋室町三丁目～埼玉県草加市谷塚二丁目	14.00	0.54 ~ 14.54
区間③	R 6	中央区日本橋本町三丁目～葛飾区金町三丁目	13.36	0.79 ~ 14.15
区間④	R 14	中央区日本橋馬喰町二丁目～江戸川区大杉三丁目	9.14	1.79 ~ 10.93
区間⑤	R 15	中央区日本橋一丁目～大田区東六郷三丁目	17.90	0.19 ~ 18.09
区間⑥	R 17	中央区日本橋一丁目～板橋区舟渡三丁目	15.97	0.00 ~ 15.97
区間⑦	R 20	千代田区霞が関一丁目～世田谷区給田三丁目	16.64	2.94 ~ 19.58
区間⑧	R 246	千代田区永田町一丁目～世田谷区玉川三丁目	13.75	0.00 ~ 13.75
		港区赤坂一丁目～千代田区永田町二丁目	1.08	0.00 ~ 1.08
区間⑨	R 254	文京区本郷三丁目～練馬区旭町三丁目	15.22	0.00 ~ 15.22
	R 17BP	練馬区北町三丁目～板橋区三園二丁目	3.48	0.00 ~ 3.48
区間⑩	R 357	江戸川区臨海町六丁目～大田区羽田空港三丁目	20.91	22.88 ~ 43.79
	R 357BP	品川区八潮一丁目～品川区北品川二丁目	3.09	0.00 ~ 3.09

注) 協定区間の表示は、区間を区別するため表示方法を使い分けしたものである。